

様式 6 号

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団 東広島事務所長 様

給水装置工事申込者

住所

氏名 _____ 印

貯水槽水道に関する確認書

施 設 の 所 在 地	東広島市
施 設 の 名 称	
貯水槽水道の種類	☐ 簡易専用水道 ☐ 小規模貯水槽水道

上記場所に貯水槽水道を設置するにあたり、次の事項を確認したうえで、適正に管理します。

貯水槽水道に関する確認事項

1 貯水槽水道の維持管理

(1) 貯水槽水道の所有者（設置者）は、水道法、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例などの貯水槽水道の関係法令に基づき、適正な管理に努めること。特に受水槽の有効容量が10m³を超える簡易専用水道については、1年以内に1回の登録検査機関の検査及び清掃をすることが水道法で規定されており、必ず実施すること。

また、小規模貯水槽水道については、簡易専用水道に準じて適正な管理に努めること。

- (2) 受水槽の清掃前には、所長に受水槽等清掃用臨時給水申込書（様式6号）を提出し、清掃に要する水量に係る水道使用料等を支払うこと。
- (3) 受水槽の点検等、水の汚染防止のための必要な措置を講ずること。
- (4) 給水栓等において、水の色、濁り、臭い、味等の外観に注意し、異常を認めたときは必要な水質検査を行うこと。
- (5) 供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水の使用が危険である旨を水道使用者に周知するとともに、関係機関に速やかに連絡すること。
- (6) 受水槽等には、「飲料水」であることを明示すること。
- (7) ポンプ室内等に、各設備の操作方法、応急処置、設備管理責任者の連絡場所、その他必要な事項を明示すること。
- (8) 維持管理に支障をきたすことのないよう、貯水槽水道の図面及び関係図書、受水槽の検査や掃除についての記録を保管し、必要に応じて関係者に提示すること。

2 届出等

(1) 設備管理責任者の選定、変更

貯水槽水道の維持管理及び事故発生時の迅速な対応を行うため、設備管理責任者を選定し、設備管理責任者選定届（様式11号）により所長に届け出ること。

(2) 所有者変更

貯水槽水道の所有権に変更が生じた場合は、新所有者に対し、この貯水槽水道の維持管理について説明するとともに、速やかに給水装置所有者変更届（様式15号）により、所長に届け出ること。